

宋代の后と帝嗣決定権

秦 玲 子

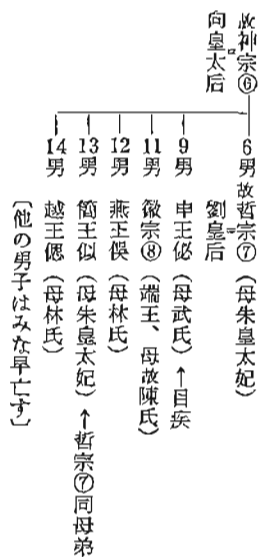
一、はじめに

谷口やすよ氏は「漢代の皇后権」において、漢代では、皇帝が帝嗣を定めずに死亡した場合、その皇后は宗室・外戚・重臣・皇帝生母・寵妃のいずれにもまさる特権的な帝嗣決定の権限を有すること、を立証した。⁽¹⁾ 本稿は、谷口氏が漢代についてその存在を立証したのと同様の現象が、宋代にも存在したことを証明し、さらに若干の考察を加えることを、目的とする。

まず北宋の哲宗^⑦崩御から徽宗^⑧即位にいたる場面を紹介する。^(図1参照)

哲宗元符三年（一一〇〇）正月十二日己卯、哲宗、福寧殿で崩御、享年二十五歳。……皇太后は殿の東に座り、簾を垂れていた。宰相・執政、簾の前にいたる。向皇太后は泣いて、宰相章惇らをさとす。みな泣く。皇太后は言う。「我が國家にとって不幸なことに、お亡くなりになった皇帝には男子がありません。天下の一大事を早く定めなくてはなりません。」章惇は激しい声でいった。「礼律によれば、同じ母から生まれた弟である簡王を皇帝に立てるべきであります。」皇太后は言う。「神宗^⑥皇帝の諸子のなかで申王が最年長ではありますが、目に疾患

〈図1〉 哲宗の崩御時の帝室の家族関係



があるので、次の端王を立てるべきでしょう。」章惇はまた言う。「長幼という点から言えば申王が年長で、礼律からいえば同じ母から生まれた簡王を立てるべきです。」皇太后は言う。「双方とも神宗の子であり、どうしてその順番に違いがありませんか。端王を立てるべきです。また先帝はかつて端王には福寿も仁孝もあり、他の皇子とは違うと言っていました。」ここで知枢密院事曾布は言う。「章惇は皆と相談した。ここぞ知枢密院事曾布は言う。「尚書左丞蔡卞が言う。「皇太后の御意志にお任せすべきです。」章惇は黙ってしまった。……まもなくして端王が到着し、ひとり福寧殿の東に召され、おじぎをおえると、殿に上がり、章惇らが従い、寢室の簾の前にいたった。皇太后は「哲宗に男子なく、そなた端王が皇帝になるべきです。」とさとした。端王は答えて言う。「申王が兄でございます。」何回も固辞する。皇太后は言う。「申王は病気で、そなたが次の男子なのだから、皇帝に立たなくてはいけません。辞退してはなりませんよ。」王はまた再三辞退し、皇太后は再三かれをさとした。章惇らは前に進んで言った。「天命は端王にあります。陛下は宗廟・社稷のためを考えて、辞退してはなりません。」そこで徽宗は皇帝の位についた。

皇太后はまず、哲宗崩御の直後に重臣を集めて、帝廟の選択について議論させる。帝廟決定シーンには帝廟候補者達は参加していない。帝廟が決定されたのち、皇太后がはじめてそれを呼び出し即位を命じた。また当時、哲宗の生母(朱皇太妃)、哲宗嫡妻(劉皇后)も健在であったが、向皇太后(神宗⑥嫡妻)のみが登場している。

向皇太后の左記のような行動は、偶発的な一回性なものではない。『文獻通考』『宋会要輯稿』といった制度を記録した書物に明示されていないが、当時の人々が無言のうちに実行していた習慣に従ったものであった。本稿の目的はこの習慣の実在を証明し、またそれをシステムとして細かに記述すること(複数の帝廟決定に関わりうる人間が存在した場合、どの地位にある人の決定により多くの権威が配分されていたか?)である。

以下では、皇帝と后妃の間、重臣と后妃の間、后妃の間の権威配分、という三つの観点からこの問題を考察する。便宜的に前の二者を先にまとめて問題化するが、その段階では、后妃の間の違いは証明されていないので、その違いには言及しないという意味で、関わった女性の普通名詞として后妃と表記することにする。

二、皇帝と后妃の間、重臣と后妃の間の権威配分について

本稿で問題にしているのは、実際に帝廟の人選にどのくらい后妃の意見が反映されたか、ではなく、后妃の「御選付」を得ることがどのくらい形式的に不可欠であったかである。本章では、まず前述の徽宗即位の事例よりもさらに積極的な事例、すなわち重臣全体(あるいは重臣の中の最有力勢力)と后妃が対峙しているような事例を挙げる。

1、理宗即位の経緯

寧宗(4)には男子が一人生まれただが(兌王)幼くして死亡した。そこで、宗室の詢を宮中で養い、成人してからは皇太子に立てたが、これもまた二十九歳にして死んでしまう。そこで寧宗のいとこ(沂靖惠王)の後継ぎ(貴和、すなわち竑)を皇子とし、沂靖惠王の後継ぎには、改めて宗室の中から貴誠(すなわち昀)を選んだ。ところが、竑は時

の実力者史弥遠と折り合いが悪く、日頃から自分が即位したら史弥遠を遠くに流す、などという発言を側近の者にしていた。それを漏れ聞いた史弥遠は大いに恐れ、昀を皇子に立てるべく画策し、密かに昀と連絡をとりはじめた。⁽⁵⁾

嘉定十七年(一二二四)閏八月三日丁酉、寧宗危篤状態におちいる。史弥遠は夜に昀を呼びだして入宮させたが、楊皇后はまだこれを知らなかった。史弥遠は皇后の兄の子である楊谷と楊石を遣わして廢立のことを皇后に告げたが、皇后は許さず、「皇子は寧宗がお立てになった人です。どうして好き勝手に変えたりすること(擅変)ができませんよるか。」と言った。この夜、彼らは全部で七回往復したが、皇后はついに許さなかった。楊谷らはなお押し泣いて言う。「内外の軍人や民の衆望がすでに(昀に)集まっているのに、昀を立てなければ、わざわいが必ずや生じ、楊氏は完全に滅ぼされてしまおう！」皇后はしばらく沈黙したのち、言った。「その人はどこにいるのですか？」史弥遠らは昀を召した。皇后は昀の背中を軽くたたいて言った。「そなたは今、私の子になりました！」ついに詔を矯りて昀を廢して濟王となし、昀を立てて皇子とした。(昀は)帝位についた。⁽⁶⁾

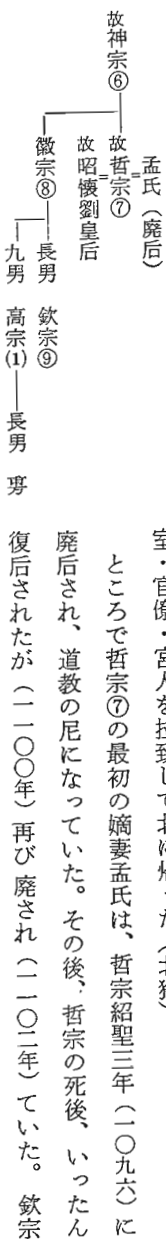
この昀が理宗(5)である。何も知らない姪は、寧宗の死後、昀が柩前で挙哀の礼を終わらせたのち、ようやく召される。百官が遺制を聞くために整列する段になると、夏震は昀を引っぱって従来の班に並べさせた。昀がいぶかしがると、夏震は、宣制前はここにおいて、宣制がおわったら位につくのだ、と説明する。ところが、間もなく、ともしびの影に誰かがすでに天子の坐にあるのが遙かに見え、宣制が終わると、閤門が賛成の声をあげ、百官は拜舞して新皇帝の即位を祝い、昀も夏震に首をつかまえられておじぎをさせられた。そして昀は開府儀同三司になり、その後、濟陽郡王、判寧國府、濟王と進み、湖州に移り住んだが、五ヶ月後(宝慶元年正月、一二二五年)クーデターにかつがれ、失敗すると自殺させられた。⁽⁷⁾

史弥遠が他の重臣を丸め込んでいたにもかかわらず、楊皇后のところへ楊谷らを七回も往復させなければならなかったという点から、楊皇后の「御墨付」は他の誰の賛意よりも意味があったことが推測される。また楊谷・楊石は外戚であったが、やはり彼らも楊皇后に「お願い」しなくてはならなかった。楊皇后の権威と、外戚の政治力が、少なくとも形式上、区別されたことが分かる。しかし、楊皇后が寧宗の遺志をかえることは擅変であると主張していたり、その行為がのちに「詔を矯る」と表現されているところから、皇帝と皇后では、やはり皇帝の意思の方が重視されていたことが分かる。

ところでこれはビビッドな事例ではあるが、楊皇后の行動を目撃した人が少ないという問題を残している。そのため例えば『宋史全文統資治通鑑』卷三十、三十一等は楊皇后には言及せず、単に史弥遠が危篤の寧宗に強いて理宗を皇子にするという主旨の詔を出させたとしている。⁽⁸⁾そこで次に、后妃がより表に登場した場合について見る。

2、北宋から南宋への橋渡し(欽宗↓張邦昌↓高宗)⁽⁹⁾

靖康元年(一二二六)閏十一月ついに金は北宋の都開封を陥落させ、翌年三月七日丁酉、楚の国をたてて人質にとっていた宋の高官張邦昌を皇帝位に即かせる。この張邦昌の即位はかなり金人が強引にすすめ、生け捕りにした徽宗⁽⁸⁾や欽宗⁽⁹⁾に形式的に「禪讓」させるという手続きもとっていない。そして三月二十七日丁巳に徽宗を、四月一日庚申朔に北宋最後の皇帝欽宗と皇后・皇太子をはじめとして多くの宗室・官僚・宮人を拉致して北に帰った⁽¹⁰⁾(北狩)。



の即位後も復後の動きが再びあったが、その詔が下される前に、欽宗は北に連れ去られた。そのため孟氏は開封市内の私第に住んでいて、金軍の手配を免れ開封に残っていた(図Ⅰ参照)。また高宗(1)は欽宗の弟。金の北狩の四ヶ月程前の靖康元年十二月に、相州(河北西路、今の河南省北部)に兵馬大元帥府を開き、翌年二月に濟州(京東西路、今の山東省西部)に移動して、これも金人の手を免れた。⁽¹²⁾

金人が四月一日庚申朔に北に帰ると、間髪をいれず宋の遺臣の間で張邦昌を退け、高宗を皇帝に立てようとする動きが激しくなる。張邦昌も割合すんなり高宗擁立に同意する。

金軍が帰ると……呂好問は張邦昌に言った。「人心があなたに向いたのは金人の脅威にいられたただけであって、金人がもう去ってしまったなら、どうしてあなたが位についていられようか？ 康王は外地に久しくおり、衆望は彼に集まっている。どうして彼を皇帝に戴かないでいられますようぞ。」また呂好問は続けた。「まず今は、元祐皇后を迎え、康王に早く即位していただくようお願いすべきである。それが最も安全な方法であろう。」監察御史馬伸もまた康王をお迎えすることを請うた。張邦昌はそうすることにした。王時雍は言った。「いったん事をおこすと後戻りは難しいのですから、よく熟慮すべきです。後日にはぞをかんて悔やんでも、どうしようもありません。」徐秉哲は傍らにいて王時雍に賛成したが、張邦昌は耳をかきなかつた。⁽¹³⁾

孟氏(ここでは元祐皇后)を禁中に迎えることが、高宗(ここでは康王)を皇帝に立てる手続きの一部である、と呂好問に意識されている。そして金が北に帰った三日後、靖康二年(一一二七)四月四日癸亥、孟氏は延福宮に迎えられる。「宋太后」と尊称される。そして、濟州では、八日丁卯、謝克家が「大宋受命の宝」を持参して、高宗は慟哭してひざまづいて受けとり、九日戊辰には即位地が応天府に定められる。また同日、開封では、張邦昌は孟氏を元祐皇后と改め、自らは皇帝位を退く。孟氏は垂簾聽政し、その後約二十日間の皇帝空位期間、「皇后」として宋王朝を司

ることになる。そして張邦昌は在京の百官を率いて勅進表を奉るが、高宗許さず。十五日甲戌、孟氏は自筆で内外に高宗をして統を嗣がしめることを告げる。十六日乙亥、百官は再び表して請うが、高宗は許さない。十八日丁丑、孟氏の手書を携えた潑潑らが濟州にいたり、百官が三たび表すると、高宗は臨時に國事を担当することを許す。二十四日癸未に高宗は応天府にいたり、孟氏は有司に詔して即位儀礼に備えさせる。ついに五月一日庚寅朔、高宗は「壇に登りて命を受け、礼がおわりて慟哭し、遙に二帝に謝し、府治において即位す。」同日、孟氏は開封で籙を撤し、翌日元祐太后と尊称される。⁽¹⁴⁾張邦昌はのちに死を賜った。⁽¹⁵⁾

「高宗の即位が父の徽宗、兄の欽宗から……直接、皇帝位を授権された訳ではなかつた。……直接の授権関係がない以上、もし兩帝が帰還したならば、康王は皇位の僭称——反逆罪を問われる可能性があつた。⁽¹⁶⁾」廢后されていた孟氏個人に実質的な力があつたはずはない。彼女はまさに皇后経験者であつたという経歴だけで、高宗の即位を正当化し、北宋から南宋への連続性を保証するために利用可能な存在だとみなされたのである。

3. 宋代の全二十例について

皇帝との関係および重臣との関係の両面からみた后妃の帝嗣決定権について、本節では網羅的に確認していく。(図Ⅱ参照)宋代の帝位継承の二十例は以下のように分類できる。

	后妃登場せず	登場して同意する	登場するが同意せず
皇帝生前に帝嗣即位	3 (Aα)	2 (Aβ)	1 (Aγ)
立太子→皇帝死後に帝嗣即位	3 (Bα)	2 (Bβ)	0 (Bγ)
立太子未完了→皇帝死後に帝嗣即位	0 (Cα)	2 (Cβ)	0 (Cγ)

立太子なし↓皇帝死後に帝即位

3 (D α)

3 (D β)

1 (D γ)

皇帝の生前に帝即位した六例のうち、帝即位時に后妃が登場しなかったの (A α) は徽宗⁽¹⁷⁾↓欽宗⁽¹⁸⁾、高宗 (1)↓孝宗 (2)↓光宗 (3)の場合で、后妃が登場して同意を示したの (A β) は、寧高宗 (1)、光宗 (3)↓寧宗 (4)の場合、登場したが同意しなかったの (A γ) が高宗 (1)↓寧高宗 (1)の場合である。最初の三者の場合、皇帝はいずれも健康かつ成人だったので自ら意思を表明することが可能であった。それに対して、次の二者の場合、光宗 (3)↓寧宗 (4)は光宗 (3)が病気で公の場に出ることができず、寧高宗 (1)の場合には皇帝が年少の場合である。また高宗 (1)↓寧高宗 (1)は高宗 (1)が健康で成人であったにも関わらず孟皇太后が登場しているのは、クーデターという緊急事態に際して時間稼ぎのためといえよう。后妃は皇帝自身が事を進めることができなような事情がある場合のみ登場しているが、逆に言えば、そのような事情があるとき重臣たちは自分たちのみで事を処理してしまわずに、后妃を登場させているのである。皇帝が皇太子を立てた上で死亡しその後には次の皇帝が即位した五例のうち、帝即位時に后妃が登場しないの (B α) は、真宗⁽²⁴⁾↓仁宗⁽²⁵⁾、英宗⁽²⁶⁾↓神宗⁽²⁷⁾、理宗 (5)↓度宗 (6)の場合、后妃が登場し同意を示したの (B β) は、太宗 (2)↓真宗 (3)、神宗 (6)↓哲宗 (7)の場合である。太宗 (2)↓真宗 (3)の場合は、太宗の李皇后が宦官の王継恩に操られて、太宗の決定に疑問を表明したが、重臣に「先帝の決めたことです」という手続き論によって退けられた。神宗 (6)↓哲宗 (7)の場合、皇太子決定以前に神宗が重病になり、高皇太后の垂簾聴政の間に皇太子が定められた直後に神宗が死亡した。そのため立太子も帝位継承も皇太后がイニシアティブをとっているが、神宗が微かに頷いて同意したことが記録の上では決定の要になっている。⁽²⁸⁾すなわち皇帝の意思が立太子という形式で明示されていた場合、宋代の後妃はそれを要することはしていないが、それでも特殊な状況下において、かつぎだされたのは、后妃であった。

皇帝の意思が明らかになっても、立太子が完了しなかったの (C β) は、仁宗 (4)↓英宗 (6)と寧宗 (4)↓理宗 (5)

(本章第一節)の場合。いずれも皇帝に男子がなかったため、宗室から「皇子」が選ばれたが、立太子前に皇帝が死亡してしまったケースである。皇子に選ばれた段階で誰の目にも帝即位することが明らかであったと思われるので、「立太子なし」には分類しなかった。一方は皇帝の意思を推し進めただけの場合で、もう一方は皇帝の意思を曲げた場合であるが、いずれの場合も、重臣との関係では、后妃が一定の役割を果たした点で一致している。

立太子を全く経ずに皇帝の死後(あるいは皇帝の不在中)に帝位継承が行われた七例のうち、后妃が登場しないの (D α) は欽宗⁽¹⁸⁾↓張邦昌、瀛国公 (7)↓昞、昞↓昺の場合、后妃が登場して同意したの (D β) が哲宗⁽²⁴⁾↓徽宗⁽²⁵⁾、張邦昌↓高宗 (1)、度宗 (6)↓瀛国公 (7)の場合、登場はしたが賛意を示した形跡がないの (D γ) が太祖 (1)↓太宗 (2)の場合である。欽宗⁽¹⁸⁾↓張邦昌は金人が取り仕切った場合(本章第一節)、瀛国公 (7)↓昞、昞↓昺の二者は宋末の混乱の最中であつた場合である。哲宗⁽²⁴⁾↓徽宗⁽²⁵⁾、張邦昌↓高宗 (1)は第一章、本章第二節で既述の通り、后妃は重要な役割を演じた。度宗 (6)↓瀛国公 (7)即位の場合も、度宗が死亡すると、謝皇太后が議を開き、瀛国公の即位を定めた。⁽²⁹⁾太祖 (1)↓太宗 (2)の場合は後述の通り、后妃はわずかに姿を見せるが、その意思は事実上無視された。

要するに、宋代の帝位継承二十例のうち四つの例外 (D α +D γ) を除いて、他の十六の場合は必ず帝即位は皇帝または后妃の同意を得た上で決定されている。すなわち宋代でも帝即位決定は基本的に両者、あるいは一方の「御墨付」を得ることが原則であつたのである。そこには重臣との決定的な権威の差が存在した。また皇帝と后妃の間の関係を言えば、基本的には皇帝の意思が優先されていた。しかし皇帝が全てを取り仕切つたのは、そのうち六例 (A α +B α)のみ。他の十例は皇帝の生前であつたり立太子が事前にあつた場合でも、后妃は重要な役割を演じているのである。

三、后妃の間の権威配分

次に、帝位継承時に存命だった複数の后妃の間の権威の違いについて見る。この際、三つの観点、すなわち、1、后妃か、2、輩行の上下（后妃の輩行は、その夫たる皇帝の輩行と同じくする）、3、皇帝生母か否か、という観点から、后妃が登場した十一例（Aβ+Bβ+Cβ+Dβ+Aγ+Dγ）を対象として分析を加える。なお〈表〉「各帝位継承時の状況について」の「帝位継承時に存命の後妃と皇帝・帝嗣母」という欄には、『宋史』后妃伝に登場する后妃、皇帝生母、および帝嗣生母で、『宋史』本紀、『統資治通鑑長編』、『皇宋十朝綱要』（南宋・李真、萃編）、『東都事略』（南宋・王偁、萃編）、『建炎以來繫年要録』、『宋会要輯稿』六册后妃、『宋史全文統資治通鑑』、『宋季三朝政要』、『文獻通考』などと照らし合わせて、帝位継承時に存命であったと推定されるものを列挙してある。

1、后妃か

さて、后妃が登場した十一例のいずれの場合も帝位継承に関与したのは后であって妃ではない。ここでいう后とは皇后・皇太后・太皇太后のいずれかを指す。これは谷口やすよ氏と岡安勇氏の間におきた皇后権か皇太后権かという議論に終止符を打つための用語で、木村正子氏にならったものである。³⁴

この十一例のうち、后と妃が同時に健在（存命で、北狩にあっていたりしない場合）であったのは、仁宗④↓英宗⑤、神宗⑥↓哲宗⑦、哲宗⑦↓徽宗⑧、光宗③↓寧宗④、度宗⑥↓瀛国公⑦の五例。さらにそのうち三例では存命の後よりも輩行が上である有力な妃が存命であるが（仁宗④↓英宗⑤の場合の昭節沈氏、神宗⑥↓哲宗⑦の場合の昭節

苗氏、昭淑周氏、馮氏、哲宗⑦↓徽宗⑧の場合の昭節周氏、馮氏）、それでもなお、帝位継承に関与したのは后である。

2、輩行の上下

后妃が帝嗣決定シーンに登場した十一例のうち、輩行の異なる后が健在であったのは、神宗⑥↓哲宗⑦（宣仁皇太后、欽聖向皇后）、哲宗⑦↓徽宗⑧（欽聖向皇太后、昭懷劉皇后）。光宗③↓寧宗④（憲聖呉太皇太后、成肅謝皇太后、慈懿李皇后）、度宗⑥↓瀛国公⑦（謝皇太后、全皇后）の四例ある。いずれの場合も輩行のもっとも高い人物が登場している。

この点に関して、私の宋代に対する観察は、谷口氏の漢代に対する観察と異なる。

3、皇帝生母か否か

また皇帝の生母か否か、あるいは帝嗣の生母か否か、ということとは、后と妃の間の違い、及び輩行の上下、の序列を覆すものではなかった。皇帝あるいは帝嗣生母が后でない場合、というのは、皇帝・帝嗣がそれ以前の皇帝の妻子ではあったが生母が妃であった場合と、皇帝・帝嗣がそれ以前の皇帝の妻子では無かった場合の二通りがありうる。〈表〉「各帝位継承時の状況について」には、いずれの場合も帝位継承時に存命であれば挙げている。

さて帝位継承シーンに后妃が登場したケース十一例において、帝嗣生母（表の△印）で存命であったのは、神宗⑥↓哲宗⑦の場合、光宗③↓寧宗④の場合、寧宗④↓理宗⑤の場合、度宗⑥↓瀛国公⑦の場合の四例である。いずれも帝嗣生母は帝位継承シーンには登場していない。また皇帝生母が存命であったのは神宗⑥↓哲宗⑦、哲宗⑦↓徽宗⑧、度宗⑥↓瀛国公⑦の三例。神宗⑥↓哲宗⑦の場合は、欽聖向皇后（神宗⑥皇后、≠哲宗⑦生母）ではなく、宣仁高皇

太后（英宗⑤后、神宗⑥生母）が登場しているが、後者は皇帝生母であっただけでなく、前者よりも輩行が上だったので、その理由は分析不可能である。それに対し、我々の目的により適った事例は、哲宗⑦↓徽宗⑧の場合で、輩行が同じ向皇太后³⁵（神宗⑥皇后、³⁶哲宗⑦生母）と朱皇太妃（神宗⑥妃、哲宗⑦生母）が存命であった。帝位継承ンには向皇太后が登場している。度宗⑥の生母黃氏は瀛国公⑦即位には関係していない（注32参照）。

さらに別の角度から見ると、帝位継承シーンに関わった十一人の女性は、欽聖向皇后以外、皇帝を生んだ者はいないが、それが理由で彼女らの資格が問われた形跡はない。帝嗣決定という権能は、あくまでも、皇帝母ではなく、皇嫡妻たる后に与えられたものと観念されていたと考えられる。

四、おわりに

太宗②は太祖①の弟であり、太祖には立太子をしないとはいえず、成人して健康な二人の息子があった。ところが、開宝九年（九七六）十月、太宗は太祖の急死に乗じて、即位してしまう³⁵。太祖皇后宋氏は、太祖死の直後太祖の息子を呼びに遣いを出す、という形でわずかに登場はしているが、太宗の即位に同意をした節はない。太祖の遺言があったという説もかなり怪しい³⁶。事実の上では、太宗即位は、皇帝・皇后のいずれの同意も得ない「自立」であったのである。ところが、彼はのちに趙普と組んで、「金匱の誓い」という作り話を発明する。太祖・太宗の生母であり父の嫡妻であった杜太后が、建隆二年（九六一）に死亡する前に、「太祖が天下をとれたのは、後周の世宗が幼児を後継ぎにしたからである。したがって宋王朝のために、太祖が百歳になったら（死んだら）、弟に位を継がせなさい。弟が百歳になったら、さらにその下の弟に位を継がせなさい。」ときとし、太祖はこれにしたがって、趙普に命じて寝

台の前で誓約書をつくらせ、趙普は紙の最後に「臣趙普しるす」と書き、金匱に密かに保管していた、というのである³⁸。

我々にとって興味深いのは、この「金匱の誓」の真偽ではなく、このような逸話が役立つと考えた太宗や趙普の観念である。つまり彼らは、杜太后の言葉に従ったのだと言え、帝嗣決定という公的な行為が少しでも正当化されると判断したのである。もちろん宮崎市定氏が指摘するとおり、將來さらに下の弟廷美に位を伝えるはずだという内容も重要であっただろうが、どの記載によっても、この約束をさせたのは杜太后であって、弟の廷美でもなければ、周囲の群臣でもない。また史料によっては、『宋史』昭憲杜皇后伝など、廷美への帝位継承について全く触れていないものすらある。太宗の強引な行動を可能にしたものは、彼の持って生まれた資質であり、太祖とともに宋を建国したという実績であり、その過程で磨きぬかれた政治力であった。しかしそれほどの太宗であっても、彼の生きた社会は、その即位が自立ではないが如き粉飾を必要とした。この「金匱の誓」は、おそらく作り話であるがゆえに、かえってその社会が必要とした粉飾のパターンを、我々の目前に鮮やかに描き出しているように思える。

以上より輩行の一番高い后には、皇帝が帝嗣の決定を表明できないときに帝嗣を決定する権限が存在したことが明らかになったと思われる。

ところで帝位継承の際に宣布される遺制³⁹では、以上で観察したような太皇太后・皇太后・皇后の権威は表現されていない。例えば徽宗⑧即位のときも、遺制は哲宗⑦の名前のもとに発表され、その中では、徽宗に即位を命じたのはあくまでも哲宗であったかのごとき擬制が行われる。

では、后のこのような権威を正当化した思想は何なのであろうか。ここで思い出されるのが、滋賀秀三氏の描写す

るところの中国家族法における家族観と妻の地位である。すなわち皇帝の意思が明らかでないときにそれを補佐する
 後の権限とは、まさしく男子なき場合、夫の代弁者として夫の死後、後継ぎを決める寡婦の権利と同根であろうと思
 われる。そして筆者の観察した后と妃の違いは、滋賀氏そしてイーブリー氏が論じた妻と妾の違いに対応するのであ
 ろう。⁽⁴⁰⁾

すると次に帝位継承と「家」の「承継」をパラレルに考えて良いのか、という疑問が生じうる。筆者が思うに、こ
 こで重要なのは祭祀である。すなわちパラレルになっているのは、〈帝位〉と〈家の財産〉ではなく、〈帝位十祭
 祀(太廟の祭り)〉と〈家の財産十祭祀(祖先崇拜)〉なのである。じっさい、『朱子語類』や『二程集』などには皇
 帝の太廟の祭りと士大夫の祖先崇拜をパラレルに論じた言説が散見される。

ところで西嶋定生氏や尾形勇氏の即位儀礼に関する議論の根底には、受命思想(堯舜の故事にならった異姓の至徳
 者への帝位継承)と世襲制(同じ血統内での帝位継承)の矛盾を中国史が如何に整合させてきたか、という問題意識
 が存在する。谷口氏は、両氏の問題意識を受け継いで、ただし両氏の議論には立太子が軽視されているとして、后に
 よる帝位決定は皇帝による立太子に準じるものだ、というように議論を立てた。たしかに本稿でも確かめたとおり、
 立太子を経たのちの帝位継承の場合、后が史料の上で登場することは少ないが、しかしゼロではない。皇帝の生前に
 后が登場する場合もある。そもそも后が史料の上で登場しない場合、それは本当に、先帝の死後から次帝の即位まで
 の短い空位期間に後の役割が皆無であったことを意味するのか、それとも単に事件がなかったことを意味するのか。
 もし、いかなる場合にも帝位継承に際して后が一定の役割を担っていたとすれば、それは「家」と「国家」の接点と
 しての皇帝位に関する議論を一步進めることになるであろう。さらに儀礼過程の細かな分析と皇帝位をめぐる思想史
 的理解が必要となる。今後の課題としたい。

注

〔資料略〕 会編Ⅱ三朝北盟会編、南宋・徐夢華撰、大化書局。萃編Ⅱ宋史資料萃編・文海出版社。全文Ⅱ宋史全文統資治通
 鑑、元・闕名撰、萃編二輯。宋季Ⅱ宋季三朝政要、闕名撰、萃編三輯。長編Ⅱ統資治通鑑長編、南宋・李燾撰、上海古籍出版
 社(上海本)および中華書局。要録Ⅱ建炎以來繫年要録、南宋・李心伝撰、国学基本叢書。

(1) 谷口やすよ「漢代の皇后権」『史学雑誌』八七―一一、一九七八年。皇后関係の資料を対象とした論文・著作は、娯楽用
 物語的なものを除いても、数多くあるが、帝位決定権について直接扱ったものは、ほかにはない。なお宋代の后妃につい
 ては以下に挙げる千葉禎氏の諸論文のほか、劉静貞「從皇后干政到太后攝政」『國際宋代史研討會論文集』所収、文化大学出版
 部(台北)、一九八八年、彭利芸『宋代婚俗研究』新文豊出版公司、一九八八年。P. Chung, *Palace Women in Northern*
Sung, Leiden: Brill (1981)。

(2) 皇帝の廟号のあとの①は北宋第一代皇帝を表し、(1)は南宋第一代皇帝を表す。また太祖①↓太宗②は「太祖から太宗への
 帝位継承」を意味する。なお例えば欽宗⑨と高宗(1)の間に即位した張昌邦の即位は、たとえば『宋史』などではその即位自
 体が否定されるが、本稿では後の正統化ではなく、現実の現象を指し示すものとして、欽宗⑨↓張昌邦、といった表記をす
 る。

(3) 長編卷五二〇上海本四冊四八五―一九頁。他に宋史(脱脱等撰、中華書局)卷二四三欽聖憲肅向皇后伝、卷二四六楚榮憲
 王似伝、卷四七一章惇伝。

(4) 宋史卷二四六景獻太子詢伝・八七三四―五頁。

(5) 宋史卷二四三恭聖仁烈楊皇后伝・八六五七頁。他に錢塘遺事(劉一清撰、文淵閣四庫全書)卷二・十二葉表裏。

(6) 宋史卷二四三恭聖仁烈楊皇后伝・八六五七―八頁。他に同卷四六五・楊石伝・一三五九六頁。

(7) 宋史卷二四六鎮王竑伝・八七三五―八頁。この事例については他に千葉禎「南宋楊皇后」『桐朋学園女子部 研究紀要』
 五、一九九〇)も参考にした。

(8) 全文卷三〇、三一・嘉定一七年閏八月丙申の条・二四二二、二四二六頁、同卷三一紹定三年二月の注・二四七四頁。統
 資治通鑑(清・畢沅撰、古籍出版社)卷一六二・四四二―三頁、西湖遊覽志餘(明・田汝成撰、文淵閣四庫全書)卷二・
 二八葉は宋史と同様のエピソードを残すが、両者が書かれた時代から言って、宋史からの引用であろうと推測される。

- (9) 本節では、注に挙げた資料のほか、千葉慶「孟皇后のこと」(『生江義男先生還暦記念・歴史論集』所収、一九七八年)、寺地謙『南宋初期政治史研究』(溪木社、一九八八年)も参考にした。
- (10) 宋史卷三三(欽宗本紀・四三六頁。要録卷三二・四)。
- (11) 宋史卷二四三(昭慈聖獻孟皇后・八六三四頁。要録卷二・六二頁。会編乙集帙六五・三三三頁)。
- (12) 宋史卷二四(高宗本紀・四四〇—一頁。要録卷二二・三)。
- (13) 宋史卷四七五(張邦昌伝・一三三九二頁。他に同卷三六一(呂好問伝・一一三二一頁)。
- (14) 宋史卷二四(高宗本紀・四四二—三頁。要録卷四)。
- (15) 宋史卷四七五(張邦昌伝・一三三九三頁。要録卷三・七五頁。同卷七・一九一—二頁)。
- (16) 寺地前掲書注(9)五六頁。なお徽宗とともに北遷した曹勛が金人の監視の目を密かに抜けだし「便ち即真(即位のこと)して父母を救いに来るべし」という徽宗の親書をもって高宗のもとに辿り着いたのが、四月九日戊辰か七月二十八日丙辰か、史料によって二通りの記載がある。本稿では、三月末に北遷して十日あまり徽宗と共にいたものが四月初めに済州に着くには時間的に無理があること、徽宗親書が高宗即位時の史書の記載や孟氏の手書などに全く引用されていないことから、宋史卷二四(高宗本紀・四四七頁、卷二七(曹勛伝、要録卷四・四月九日戊辰の条の注に従い、七月説を採用した。たとえ曹勛帰還が四月九日だとしても、孟氏が迎えられたのはそれ以前であり、皇帝不在時に彼女の権威が重視されていたことに変わりはない)。
- (17) 立太子(以下、立) 政和五年二月。帝位継承(以下、承) 宣和七年十二月。宋史卷二二・三。長編拾補卷三四、五一。
- (18) 立 紹興三二年五月。承 同六月。宋史卷三二・三。要録卷二〇〇。千葉俊「懿聖憲烈真皇后とその周辺」桐朋学園大学短期大学部『紀要』三、一九八四。
- (19) 立 乾道七年二月。承 淳熙一六年二月。宋史卷三四一六。千葉前掲(注18)論文。皇宋中興(阿明聖政(闕名撰、萃編一輯)卷五〇。兩朝綱目備要(同上)卷一)。
- (20) 立太子礼を繕る前に承 紹熙五年七月。宋史卷三五一六。同二二八(閣礼伝。四朝開見録(宋・葉昭翁撰、文淵閣四庫全書)卷四・一一三葉。全文卷二八。千葉前掲(注18)論文、同「韓侂胄」(『山崎先生退官記念東洋史論集』所収、一九六七)年)。
- (21) (23) 明受の変。建炎三年三月五日癸未、苗傅・劉正彦らに退位を迫られて高宗は孟太后に判断を委ね、苗傅らは命がけで高宗退位の決定を彼女に請うが、彼女は許さず、結局、高宗は自ら位を三歳の皇子昀に譲った。そして孟太后が垂簾聴政し、二十五日癸卯いったん北狩りされた欽宗を中心に高宗を皇太弟、昀を皇太姪とし、皇帝位を實質空位にしたうえで、四月一日戊申高宗に復位を命じた。この位号の変遷の理由は、苗傅らを刺激せずに少しずつ事態を変えたいため、また子が父に位を譲るといふ事態を避けるためであろう。宋史卷二五、同四七五(苗傅伝、要録卷二二・二)千葉前掲(注7)論文。
- (22) なお厳密な意味で「後の帝嗣決定」とは言いがたいので本稿の議論には入れなかったが、徳祐二年正月、五歳の瀛國公(元)が元のフビライに降伏する際も、瀛國公は「太皇太后の命を奉じて帝号を削去す」という文を進めている。宋史卷四七。元史(明・宋濂撰、中華書局)卷九。つまり宋王朝の締めくくりにまた后妃が登場しているのである。ちなみに徳祐二年正月に伝國聖の明け渡し、同五月の天地・祖宗への報告が行われていることから、フビライの中統元年四月の即位(同卷四)はチンギス・カンの子孫としての即位であり、南宋地域の皇帝としての即位は徳祐二年五月をもってする、と考えるのが適切であろう。
- (24) 立 天禧二年九月。承 乾興元年二月。宋史卷八一九。長編卷九二、九八。
- (25) 立 治平三年二月。承 同四年正月。宋史卷二三四。長編卷二〇八—九。
- (26) 立 景定元年六月。承 同五年一〇月。宋史卷四五一六。全文卷二六。
- (27) 立 至道元年九月。承 同三年三月。宋史卷五一六。長編卷三八、四一。
- (28) 立 承 元豊八年三月。宋史卷一六一七。同二四二(宣仁聖烈高皇后伝、同四七一(蔡確伝・邢恕伝・章惇伝。長編卷三五一—二。千葉俊「英宗宣仁聖烈皇后高氏」(『木村正雄先生退官記念東洋史論集』所収、一九七六年)。なお長編の長い注は高皇太后が哲宗ではなく神宗の弟嗣を支持していたという噂に関して、いずれにせよ彼女が帝嗣決定に関係し、表面的には哲宗即位を支持していたことに変わりはない)。
- (29) 立 皇子 嘉祐七年八月。承 同八年四月。宋史卷二二—三。長編卷一九七—八。小林義広『濶議』小考』『東海大学文学部 紀要』五四、一九九一年。男子のいない仁宗は英宗を皇子として宮中に迎えていたが、立太子完了前に崩御したので、曹皇后は韓琦ら呼び出して英宗が即位して問題なし、ということの確認をとった。長編本文に「后定議、召皇子入、告以上晏駕、使嗣立」といふ表現がある。

〈表〉各帝位継承時の状況について

帝位継承時	后妃の関	即位
太祖①→太宗②	○	○
太宗②→真宗③	○	○
真宗③→仁宗④	○	○
仁宗④→英宗⑤	○	○
英宗⑤→神宗⑥	○	○
神宗⑥→哲宗⑦	○	○
哲宗⑦→徽宗⑧	○	○
徽宗⑧→欽宗⑨	○	○

帝位継承時	后妃の関	即位
高宗⑩→孝宗⑪	○	○
孝宗⑪→光宗⑫	○	○
光宗⑫→寧宗⑬	○	○
寧宗⑬→理宗⑭	○	○
理宗⑭→度宗⑮	○	○
度宗⑮→恭宗⑯	○	○
恭宗⑯→宗室	○	○

○=后妃が即位した場合。『后妃賛意』欄 ○=賛成 △=即位したが後成せず。- = 登場せず。
 『帝位継承時に存命の後妃と皇帝・帝嗣母』欄 △=帝嗣生母。『后妃登場』欄 ○=左の者が登場。- = 誰も登場せず。

- (30) 承|| 徳祐二年五月。宋史卷四七。宋季卷六。
- (31) 承|| 至元一五年四月。宋史卷四七。宋季卷六。
- (32) 承|| 咸淳一〇年七月。宋史卷四六七一七。なお宋史卷四六秋七月癸未の条には「帝崩于福寧殿、遺詔太子曩即皇帝位」とあるが、瀛国公が太子になったという記録は宋史本紀を含め他の史料にはない。また度宗(6)の生母黄氏は理宗(5)の弟の妾であり宋季卷五・徳祐二年二月乙卯の条より瀛国公即位当時存命であったと推定されるが、帝位継承シーンには登場していない。
- (33) 皇后は皇帝嫡妻、皇太后は皇帝母、太皇太后は皇帝祖母を指すと言われるが(事物紀原・帝王后妃部など)、各事例から帰納的に見たところ、宋代では、劉皇太后の遺言をもってなった仁宗慈母楊氏、後宮が空であった時の高宗生母章氏以外に、皇后位を経ずして生きて太皇太后・皇太后位についたものはいない。また皇后|| 太上皇帝あるいは皇帝と同じ遊行のもの(ただの皇后|| 皇帝の妻、太上皇后|| 太上皇帝の妻、号つき皇后|| 皇帝と先帝の遊行が同じ場合の先帝の妻。皇太后|| 存命の最高皇帝後継者(太上皇帝がいれば太上皇帝、いなければ皇帝)より一つ上の遊行のもの。太皇太后|| 存命の最高皇帝後継者より二つ上の遊行のもの。
- (34) 谷口前掲(注1)論文。岡安勇『漢魏時代の皇太后』『法政史学』三五号、一九八三。木村正子『日本古代后権に関する試論』『古代史の研究』三一―一、一九八一。
- (35) 宋史卷三十四。長編卷一七。
- (36) 宮崎市定『宋の太祖被弑説について』『アジア史研究』三卷、東洋史研究会、一九六三年所収。
- (37) 遼史卷八・景宗保寧八年十一月丙子の条に「宋主匡胤没。其弟昞自立。」とある。
- (38) 宋史卷二四二昭憲杜皇后伝、長編卷二二太宗太平興國六年九月辛亥の条。
- (39) 宋会要輯稿(清・徐松輯、中華書局)二五六一四四歷代大行喪礼、宋大詔令集(鼎文書局)卷七遺制。
- (40) 濱賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年。P. Emery, "Concubines in Sung China," *The Journal of Family History* 11-1 (1986).
- (41) 西嶋定生『漢代における即位儀礼』『檀博士遺稿記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五。尾形勇『中国古代の「家」と國家』(岩波書店、一九七九)など。

付記 本稿は、漢学研究中心の訪問学人として台北滞在中に完成した。同中心に御礼申し上げたい。

